

平成28年度 事業計画

～法人全体の事業計画 理念・方針・目標等～

I はじめに

1 27年度 of 取組み

(1) 葛西ライフセンターの建設

センター内には、あるめりあⅡ、Ⅲ、まある相談支援事業所、菜の花介護センター及び多目的ホールの創設

(2) グループホーム「あるめりあⅡ、Ⅲ」の増設と体験入寮（短期入所）の開設

(3) 法人拠点ビルの創設建設による事務機能の充実と会議室（研修室）の設置及びヒヴァヒヴァの創設（平成28年5月開所予定）

2 今求められていること

(1) より良い利用者支援のために

- ①利用者一人ひとりの「個人の尊厳」「本人の意思」を尊重した支援の充実に努力する。
- ②利用者の生活全体に視野を広げた支援の拡充を進める。
- ③障害者が地域の中で多くの人と安心した生活ができるための取組みを推進する。

(2) 法人組織の強化のために…「信頼」「連携」を強くする。

『しっかり聞き きちんと伝え そして一緒に考える』

- ①職員間の信頼関係をしっかりつくる。
- ②法人本部・運営会と事業所の信頼関係をつくる。
- ③事業所間の信頼関係と協力関係を強くする。

(3) 周りから信頼される法人になるために

- ①常に見られていることを、意識し信頼を得る行動をする。
- ②地域に目を向け、地域が必要としている活動に取り組む。
- ③行政及び地域の福祉関係者と緊密な連携を強める。

II 法人経営理念

私たちは、障害のある人が地域の中で、地域の人と力を合わせ「安心」して生きていけるよう以下のことを大事に法人経営に尽力します。

- 一 私たちは、障害のある人の「人格」と「人権」を尊重した支援をおこないます。
- 一 私たちは、社会人としてモラルを守るとともに、障害のある人の心に寄り添い、「喜

び」「悲しみ」に共感でき、より良い支援ができる職員であるよう努力します。

- 一 私たちは、障害のある人が多くの人たちと「安心」して生きていけるよう、地域と連携し、経営の安定と発展に努力します。

Ⅲ 経営・運営の方針

経営理念の実現のため、以下の方針のもと日々の経営・運営を進めます。

- 1 利用者支援充実の方針
- 2 職員のモラルと能力の向上をめざす方針
- 3 組織強化の方針
- 4 具体的事業計画の方針
- 5 地域公益事業（社会貢献事業）の方針
- 6 予算計画の方針

Ⅳ 利用者支援充実の方針

私たちは、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法等で示されていることを大事にして利用者支援をおこないます。

1 就労支援事業

(1) 就労支援B型事業の充実

- ① 利用者の一人ひとりに応じた日々の支援
- ② 利用者の状況に応じた仕事の確保
- ③ 利用者の状況の変化に応じた支援の工夫
- ④ 生活介護事業との連携
- ⑤ 就労移行支援事業との連携
- ⑥ 就労支援センターとの連携
- ⑦ 工賃の確保
- ⑧ B型利用希望者の確保
- ⑨ 就労と高工賃を目指す新たなB型事業所の開設（ヒヴァヒヴァ）

(2) 就労移行支援事業の充実

- ① 利用者への支援の充実
- ② 就労先との連携
- ③ 就労支援センターとの連携
- ④ B型事業所との連携
- ⑤ 就労移行支援事業利用希望者の確保

- (3) 江戸川区からの運営委託事業の充実
 - ① 利用者支援の充実
 - ② 区立福祉作業所の本館と分室の相互交流を含めた円滑な運営
 - ③ 江戸川区との連携
 - ④ 今後の新たな運営委託への準備

2 生活支援事業

- (1) グループホーム
 - ① グループホームの運営改善
 - ② グループホームサテライト型の開設準備
 - ③ 体験入所（短期入所）事業の充実
 - ④ 職員の体制充実と支援力向上
- (2) 生活介護事業
 - ① 利用者の状況に応じた支援の充実
 - ② 利用者の状況の変化に応じた支援の工夫・広がり
 - ③ 取り組みの整理と支援方針・目標の明確化
 - ④ 利用希望者増に応じた新たな事業展開（定数増 建物改修）
 - ⑤ 支援充実のための職員増と支援力の向上

3 地域生活支援事業

- (1) 居宅介護・移動支援事業
 - ① 法人事業利用者の必要に応じた支援の充実
 - ② 在宅障害者への支援の充実
 - ③ 利用者の希望に応じられる職員数の確保
 - ④ 職員の支援力の向上
- (2) 相談支援事業
 - ① 障害のある人及び家族の希望や願いの真摯な受け止め
 - ② 希望や願いを受け入れる事業者との連携
 - ③ 各事業所の状況把握と信頼関係の構築
 - ④ 職員増による事業の拡大・充実
 - ⑤ 行政及び関係機関との連携

4 地域公益事業（社会貢献事業）

- (1) 地域の人たちの「溜り場」（サロン）づくり
- (2) 人材育成の場所としての活用
- (3) その他

V 職員のモラルと能力向上をめざす方針

1 社会人・法人職員としてのモラルと能力向上

(1) 社会人としてのモラルを自覚した生活と行動

- ① 社会常識をわきまえた身だしなみ、立ち振る舞い
- ② 事業所における社会常識をわきまえた言動

(2) 法人職員としてのモラルを自覚した仕事への取り組み

- ① 「利用者、家族は職員を見ている」
- ② 「地域の人も職員を見ている」
- ③ 法人職員としての、サービス・勤務への自覚
- ④ 事業所におけるモラル向上の取り組み
- ⑤ 集団の一員としてのお互いの自覚と配慮
- ⑥ 周りから指摘されることのない人間関係
- ⑦ 自分の役職・立場を自覚した立ち振る舞い

2 利用者支援能力の向上

(1) 日常の支援の中での努力

- ① 利用者の動き、変化を注視
- ② 利用者との「共感」、「信頼関係」の構築
- ③ 支援の中での「気づき」「疑問」を整理し深める努力

(2) 職員間での学び合い、教え合いの努力

- ① 障害者福祉職員として、日々の実践を通じた能力アップ
- ② 支援について日常的に学び合う関係をつくる。
- ③ サービス管理責任者を中心とした計画的な事業所研修会の実施
- ④ 計画 ⇒ 実施 ⇒ 反省 ⇒ 改善 …繰り返すと発展

(3) 職員研修の充実

◆ 「行動障害」「生活支援」「作業・就労支援」等課題に応じた研修の充実

- ① 日常的な利用者支援についての話し合い
- ② 定期的な職員会議及び事業所研修会の実施
- ③ 新任研修会をはじめ、経験年数、職務に応じた研修の充実
- ④ 全体研修会を通じた職員全体の共通理解の深め
- ⑤ 東社協をはじめ、外部研修への積極的参加
- ⑥ 職務・業務遂行上必要な研修会への参加
- ⑦ 個人の資格取得のための勤務上の配慮

VI 組織強化の方針

1 「信頼」と「連携」にもとづく組織運営

- (1) 法人本部・運営会と事業所の「信頼」「連携」の強化
- (2) 事業所間の「信頼」「連携」の強化
- (3) 適材適所の職務分担
- (4) 異動による新たな能力発揮と組織の活性化

VII 具体的事業計画の方針

1 短期的事業計画

- (1) 生活介護事業の拡充
- (2) グループホームの拡充
- (3) 篠崎事業所の拡充
- (4) グリーンキャップの拡充
- (5) ヒヴァヒヴァの開設・発展
- (6) 地域公益事業（社会貢献事業）の創設…ライフセンター1階ホール利用
- (7) るーぷの移転

2 長期的事業計画

- (1) 新規事業の創設
- (2) 既設事業所の大規模改修（改築）

3 28年度重点目標

- (1) 職員の職務・業務評価の定着と処遇改善
- (2) 「信頼」と「連携」をを基本にした組織の確立
- (3) 職員研修の充実と人材育成
- (4) 地域及び地域福祉関係者との連携強化

(5) 長期目標の策定

VIII 予算計画の方針

- 1 先を見通した予算計画の策定
- 2 新規事業、施設設備の改修、人件費等、将来を見通した「積立金」の確保
- 3 「地域公益事業」(社会貢献事業)の適正な予算計画